

○大妻女子大学大学院生が大妻女子大学科目等履修生として教育職員免許
状取得のために必要な科目を履修する場合の取扱い内規

平成 18 年 3 月 8 日
制定

大妻女子大学科目等履修生規程第 13 条に規定する取扱いについては、以下のと
おりとする。

- 1 本学大学院在学中の者が学部の科目等履修生として志願する場合は、大妻女子
大学科目等履修生規程(以下「規程」という)第 3 条の定めにかかわらず選考料
を免除する。
- 2 本学大学院在学中の者が学部の科目等履修生として入学を許可された場合は、
規程第 5 条の定めにかかわらず入学料を免除する。
- 3 本学大学院在学中の者が学部の科目等履修生として履修する場合の履修料は、
規程第 5 条の定めにかかわらず 1 単位につき 1,000 円とする。
- 4 本学大学院在学中に教育職員免許状取得のために必要なすべての単位を修得す
ることができず、大学院修了後引き続き学部の科目等履修生として残りの必要な
単位を履修する場合の履修料は、本学大学院修了直後の 1 年間に限り、1 単位に
つき 1,000 円とする。
- 5 本学大学院在学中の者が 1 年間に出席できる履修科目の総単位数は、規程第 9
条の定めにかかわらず 10 単位を超えることができる。
また、前項に定める本学大学院修了直後の 1 年間についても同様とする。
- 6 学部の科目等履修生として教育職員免許状取得のために必要な単位を修得する
ためには、所定の教職課程履修費を納入しなければならない。

附 則

この取り扱いは、平成 18 年度の本学大学院入学者から適用する。